

「菜の花まつり」補助金交付要綱

令和5年4月1日 灘区長決定

(目的)

第1条 この要綱は、菜の花まつり実行委員会（以下「実行委員会」という。）が開催する「菜の花まつり」（以下「当該行事」という。）を支援するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）、神戸市補助金等の交付に関する規則（平成27年3月神戸市規則第38号。以下「補助金規則」という。）に定めがあるもののほか、当該補助金の交付等に関して必要な事項を定める。

2 この要綱は、平成13年に「菜の花」が「灘区の歴史の花」として選定されたことから、「菜の花」を灘のまちの原点ともいえる西郷のシンボルとし、震災を契機に発揮された西郷地域の「助け合い」「支えあい」の精神を、地域の大事な財産として引き継いで行くことで地区間・団体間の交流を促進し、地域コミュニティの連帯と活性化を目的とする。

(対象事業)

第2条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に定める要件を満たすものとする。但し、専ら営利を目的とする事業、政治的活動、宗教的活動、特定の思想を広めることを目的とする事業、その他公の秩序・善良の風俗に反する事業を除く。

- (1) 灘区に在住・在勤する多くの区民が参加し、地域コミュニティの連帯の増進と活性化に資するものであること
- (2) 前号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるものであること

(対象者)

第3条 補助事業の対象者は、実行委員会とする。

(対象経費)

第4条 補助事業の対象となる経費は、実行委員会が当該年度内に実施する当該行事に要する経費のうち、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 当該行事のための会議運営やプログラム作成、消耗品などの事務に要する経費
- (2) 当該行事の会場設営・運営・撤去等に要する経費
- (3) その他区長が必要と認める経費

2 前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは、補助の対象から除外する。

- (1) 団体構成員の食料及び飲食を主たる目的とした会合等に係る経費
- (2) 団体構成員の人件費及び報酬
- (3) 領収書がないなど用途が不明なもの
- (4) その他区長が適当でないと認めたもの

(対象期間)

第5条 補助事業の対象期間は、当該年度4月1日から翌年3月31日までとし、その期間に実施した補助事業を対象とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、第4条の規定による経費を上限とし、区長が予算の範囲内で決定するものとする。

(交付申請)

第7条 実行委員会は、補助金規則第5条第1項に基づき補助金の交付を申請するときは、次に掲げる書類を、当該行事を実施する概ね30日前までに区長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書(様式第1号)
- (2) 構成員名簿
- (3) 団体規約又は定款等
- (4) 事業計画書
- (5) 補助事業に係る収支予算書
- (6) その他区長が必要と認める書類

(交付の決定)

第8条 区長は、補助金規則第6条による補助金の交付決定を行うときは、次に掲げる書類により申請後30日以内に実行委員会に通知するものとする。

- (1) 補助金交付決定通知書(様式第2号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 2 区長は、補助金規則第6条第3項による補助金の交付が不相当である旨の通知を行うときは、次に掲げる書類をもって実行委員会に通知するものとする。
- (1) 補助金不交付決定通知書(様式第3号)
 - (2) その他区長が必要と認める書類
- 3 区長は、補助金の交付の目的を達成するために必要と思われる場合は、条件を付して補助金の交付の決定を行うことができる。

(補助事業の変更等)

第9条 実行委員会は、補助金規則第7条第1項第1号に掲げる承認を受けようとするときは補助金交付決定内容変更承認申請書(様式第4号)を、同第2号に掲げる承認を受けようとするときは補助事業中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、区長に提出しなければならない。

- 2 区長は、前項の申請があったときは、当該申請に係る書類の内容を審査し、承認することが適当であると認めるときは、その旨を補助金交付決定変更通知書(様式第6号)又は補助事業中止(廃止)承認通知書(様式第7号)により、実行委員会に通知するものとする。

(実績報告書の提出)

第10条 実行委員会は、補助金規則第15条に基づき補助事業の実績を報告しようとするときは、次に掲げる書類を当該補助事業の完了後、概ね30日以内に区長まで提出しなければならない。

- (1) 補助事業実績報告書(様式第8号)
- (2) 事業の実施状況がわかる資料
- (3) 補助事業に係る収支決算書
- (4) 補助金額に係る領収書等の写し
- (5) その他区長が必要と認める書類

(交付額の確定)

第11条 区長は、補助金規則第16条による補助金の交付額の確定を行ったときは、次に掲げる書類を前条に規定する補助事業実績報告書を受領後、30日以内に実行委員会に通知するものとする。

- (1) 補助金額確定通知書(様式第9号)
- (2) その他区長が必要と認める書類

(補助金の請求)

- 第 12 条 実行委員会は、補助金の交付を受けようとするときは、補助金請求書（様式第 10 号）を前条の補助金額確定通知書を受領後、30 日以内に区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は速やかに補助金を実行委員会に支払うものとする。

(補助金の概算払)

- 第 13 条 実行委員会は、補助金規則第 18 条第 2 項に基づき補助事業の完了前に概算払を受けようとするときは、第 8 条に規定する補助金交付決定通知書を受領後、30 日以内に補助金概算払交付請求書（様式第 11 号）を区長に提出しなければならない。
- 2 前項の請求があったときは、区長は概算払の必要性を精査し、必要と認めたときは、速やかに当該請求に係る補助金を実行委員会に支払うものとする。
- 3 区長は、補助金規則第 20 条第 2 項に基づく返還が発生する場合は、実行委員会から第 10 条に規定する補助事業実績報告書を受領後、30 日以内に第 11 条に規定する補助金額確定通知書及び納付書を送付し、ただちに返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消し)

- 第 14 条 区長は、補助金規則第 19 条による補助金の交付決定の全部又は一部を取消したときは、速やかに、その旨を補助金交付決定取消通知書（様式第 12 号）により実行委員会に通知するものとする。
- 2 区長は、前項の規定により補助金の交付を取消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて補助金を返還させるものとする。

(事情の変更等)

- 第 15 条 区長は、補助金の交付決定後に経済状況の著しい変化その他の予期することのできない異常な事態が発生した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。
- 2 前項の場合においても、準備等にかかった費用については補助対象とすることができる。この場合、実行委員会は、第 12 条第 1 項に基づき区長に必要書類を提出することとする。

(その他)

- 第 16 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

- この要綱は、平成 23 年 11 月 1 日に施行する。
- この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日に施行する。
- この要綱は、令和 4 年 2 月 24 日に施行する。
- この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日に施行する。